

有田箕島漁業協同組合直営 新鮮市場 浜のうたせ 出荷者協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、有田箕島漁業協同組合直営 新鮮市場 浜のうたせ出荷者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、有田箕島漁業協同組合直営 新鮮市場 浜のうたせ（以下「産直施設」という。）内に設置する農林水畜産物等物販施設（以下「物販施設」という。）において、自ら生産または漁獲した農林水畜産物や加工品等を販売することを通じて、事業所得の向上及び消費者との交流を促進するとともに、有田市地場産業の発展と地域振興に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、産直施設内の事務所に置く。

(事業)

第4条 この協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消費者に信頼される物販施設づくりのための調整
- (2) 生産技術等の向上を目的とした各種研修会の開催
- (3) 宣伝活動及びイベント等への協力及び参加
- (4) 会員相互の情報交換及び親睦
- (5) その他

(会員及び組織)

第5条 協議会の会員は、有田市および有田郡市を中心とした県内地域で農林水畜産物業を営む個人若しくは法人並びに農林水畜産物を原料とした加工品を製造等する個人若しくは法人で、産直施設の運営方針および協議会の目的に賛同し、物販施設へ出荷者登録する者をもって構成する。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りではない（特別会員）。

2 会員になるためには加入申込書（別記様式1）を協議会に提出し、協議会の承認を得たのち、入会金、年会費を納入する（特別会員は除く）。なお、入会金・年会費は脱退時に返還しない。また、途中入会の場合も当該年度分を納入する。

	会員	
	個人	法人等
入会金（入会時1回）	3,000円	5,000円
年会費（年1回）	3,000円	5,000円

※年会費は、毎年4月の販売代金の精算の際に差し引くものとする。

3 会員から脱退するためには、脱退届（別記様式2）を協議会に提出し、受理されなければならない。

4 特別会員は、出荷者協議会へ指導・助言を行うことができる次に掲げる団体等を対象とする。

- (1) 有田市

(2) その他会長が必要と認める専門家・団体

5 反社会的勢力の構成員若しくはその関係者である場合は会員になれない。

(出荷停止)

第6条 会員が出荷停止となる場合は、次のとおりとする。

- (1) 会員が出荷者協議会の事業及び取決め事項を遵守しない場合。
- (2) 会員が直売所の管理・運営・運営申し合わせ事項を妨げる行為をした場合。
- (3) 出荷物の残品処理を怠り店舗運営を著しく妨げた場合。
- (4) 残留農薬検査、細菌検査等の安全検査において基準値等を超えた場合。
- (5) 品質表示基準を遵守せず農林水産大臣より改善命令を受けた場合。
- (6) 新規会員で店舗研修、入会年度の総合研修を受けなかった場合。
- (7) 年会費を納めない場合。
- (8) その他安全・安心を確保する観点から緊急を要する場合。

(出荷停止の処置)

第7条 出荷停止に該当する会員の審査は、次のとおりとする。

- (1) 第6条の(1)～(6)に関しては、緊急性にあわせて、調査の上、事務局・役員会で審査し、改善命令に従わない場合は、出荷停止とする。
- (2) 第6条の(7)、(8)に関しては、事務局判断で出荷停止とする。

(除名)

第8条 出荷停止に該当し、または既に出荷停止処置を受けている個人及び団体は、役員会の議決を経て、これを除名することができる。

(役員等)

第9条 協議会の運営を円滑に行うため、次の役員を置く。ただし、専門部会長は第12条に定める専門部が設置された場合のみとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 本協議会の会長は有田箕島漁業協同組合代表理事組合長が任命する。

3 本協議会の副会長、専門部会長は会長が任命する。

4 理事、監事は、総会において専門部会長及び専門部副会長の中から選任する。

5 役員任期は2年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協議会を代表し事務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

- (3) 理事は、本協議会の運営に係る事項を決定する。
- (4) 専門部会長は、部会の事務を総括する。
- (5) 監事は、本協議会の会計事務を監査し、定期総会にて報告する。

7 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

8 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の出席者の3分の2の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(総会)

第10条 総会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会員数の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は出席とみなすものとする。
- 4 次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。
 - (1) 規約の改正
 - (2) その他本協議会運営上の重要な事項
- 5 議決は、総会出席者の3分の2を持って決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じて会長が召集し、次の事項について協議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他、必要な事項
- 2 役員会が必要と認めたときは臨時総会の開催を会長に求めることができる。

(専門部会の設置)

第12条 物販施設の充実と部門ごとの研鑽と連携を深めるため、専門部会を設置することができるものとする。

- 2 専門部会の構成は、役員会において決定する。
- 3 専門部会には部会長、副部会長を置き、理事を兼務することができる。
- 4 各専門部会の副部会長は各専門部会会員の互選による。

(事業年度)

第13条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計)

第14条 本協議会の経費は、年会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。また必要により負担金及び会費を徴収することができる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この規約に定める事項のほか、この協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、令和元年7月9日から施行する。

有田箕島漁業協同組合直営 新鮮市場 浜のうたせ 出荷者協議会加入申込書

有田箕島漁業協同組合直営

新鮮市場 浜のうたせ 出荷者協議会長 様

有田箕島漁業協同組合直営 新鮮市場 浜のうたせ 出荷者協議会規約を遵守することを誓約し、次のとおり出荷者協議会への加入を申し込みいたします。

お申込者記入欄

事業者区分	1. 個人 2. 法人	該当に○印
事業者名	(ふりがな)	
代表者氏名	(ふりがな)	
担当者氏名	(ふりがな)	
住 所 <small>法人は事業所住所</small>	〒 -	圃場でなく お住まい
電 話	携帯	連絡がとれる番号
F A X		
* メール	<input type="checkbox"/> 事業所アドレス @ <input type="checkbox"/> 担当者アドレス @	* 欠品情報等 の送信希望先
生產品	農產品、水產品、加工品、工芸品、その他 ()	該当に○印
主品目		出荷を考えている品目 を具体的に記入
出品実績		例：ありだっこ、どん どん広場など
専門部会の 加入希望	1：農産物部会、2：水産物部会、3：食品加工・その他部会	該当に○印 (複数選択可)

※ 記載の個人情報、個人情報保護法に基づき適正な管理に努めます。

受付	確認

(別記様式2)

令和 年 月 日

有田箕島漁業協同組合直営 新鮮市場 浜のうたせ 出荷者協議会長 様

住 所
氏 名
(代表者)

協 議 会 脱 退 届

この度、有田箕島漁業協同組合直営 新鮮市場 浜のうたせ 出荷者協議会の会員を脱退したいので届け出ます。

脱退希望年月日	令和 年 月 日
脱 退 理 由	
そ の 他	